平成２５年（フ）第８７２４号
埼玉県八潮市緑町２丁目10―８―102
債務者　福谷　征也
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７２８号
東京都江戸川区中葛西１丁目23―２―307
債務者　笠井　啓司
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７２９号
東京都江戸川区中葛西１丁目23―２―307
債務者　笠井千恵子
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７４７号
千葉県習志野市大久保３丁目13―17―507
債務者　吉川　健太
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７５１号
東京都荒川区荒川７丁目37―７―205
債務者　安藤　昭子
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７６６号
東京都荒川区西日暮里４丁目15―７
債務者　楢原光太郎
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７６７号
東京都荒川区西日暮里１丁目18―３―803
債務者　福與さやか
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７６８号
東京都八王子市川口町1643―１
債務者　小林　正則
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７７２号
埼玉県深谷市上柴町東５丁目13―３　大八木荘Ｇ棟
債務者　江黒　拓也
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７７４号
東京都墨田区墨田４丁目２―16―402
債務者　酒井　　修
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７７５号
千葉県市原市岩野見602―12
債務者　苅込　里沙
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７７８号
東京都文京区本駒込４丁目15―８―302
債務者　板坂　伸一
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７７９号
東京都文京区向丘２丁目18―１
債務者　鳥谷部卓治
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７８０号
東京都中央区佃２丁目22―６―Ｃ605
債務者　安藤康男こと　安　　泰星
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７８９号
埼玉県川口市大字安行領家1898―８
債務者　白石　　晃
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部